

第3章 間税事務

第1節 ゴルフ場利用税

第1 非課税

1 非課税の範囲

- (1) 法第75条の3には、「前条に定めるもののほか」と規定されていることから、法第75条の2及び法第75条の3並びに法附則第12条の2の重畳適用はなく、まず法第75条の2が先に適用されるものであること。
- (2) 法第75条の2第3号に掲げる「法第23条第1項第10号に規定する障害者」は、具体的には政令第7条各号に掲げられているものであること。
- (3) 法第75条の3第1号に規定する国民スポーツ大会及び当該大会の公式練習には、本大会のみならず、県内において開催される予選会（北信越国民スポーツ大会のための予選会を含む。）が含まれるものであること。
- (4) 省令第8条の12第1号記載の、「体育の授業その他法令の規定により学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。以下「学校」という。）が編成した教育課程に基づく授業」とは、具体的には保健体育科目の実技をいうものであること。
- (5) 学校の教員は、当該学校の教育活動として法第75条の3第2号に規定する学校の学生、生徒若しくは児童（以下「学生等」という。）を引率する場合にのみ非課税措置が講じられるものであり、当該学生等を引率しない場合には、当該学校の教育活動の場合であっても、非課税措置は講じられないものであること。

なお、部外コーチが学生等を引率する場合、当該コーチのゴルフ場の利用は非課税措置の対象には含まれないものであること。

2 非課税の手続きについて

(1) 特別徴収義務者に対する指導事項

ア 非課税対象者全般に関する取扱い事項

ゴルフ場の利用者が非課税対象者であるか否かの本人確認については、当該利用者から別記様式1「ゴルフ場利用税非課税に係る届出書」を当該利用者に記入・提出（当該利用者本人で記入・提出することが困難な場合はその代理人）させるほか、運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、この節において「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードその他これらと同等の証明力を有するイに掲げる本人確認のための書類を提示（イ中(ア)～(エ)又は(ク)）又は提出（同(オ)～(キ)）させることにより確認するよう指導すること。

また、ゴルフ場の利用者が既に当該ゴルフ場に対し別記様式1を提出した者であることを特別徴収義務者が確認できる場合には、新たな届出書の提出は不要であること。

なお、当該利用者が当該利用の証明行為を望まない場合は、非課税該当者及び非課税利用であることが証明できないので、非課税とすることはできないものであること。

イ 本人確認のための書類

- (ア) 健康保険証等
- (イ) 学生証
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳
- (エ) 身体障害者手帳
- (オ) 道府県知事又は道府県教育委員会が発行する証明書
- (カ) 学校の学長等が発行する証明書
- (キ) 国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書
- (ク) その他本人確認が行える書類

ウ ゴルフ場の会員権を有する者等で特別徴収義務者が非課税措置の適用対象者であることを確認できる者については、当該書類の提示を省略して差し支え

ないものであること。

(2) 国民スポーツ大会及び当該大会の公式練習に関する事項

ア 当該利用者に対しては、次の事項が記載された道府県知事又は道府県教育委員会が発行する証明書を別記様式 1 とともにゴルフ場に提出させること。

(ア) 国民スポーツ大会のゴルフ競技又は公式練習としてゴルフを行う旨の証明

(イ) 開催期日（公式練習日を含む）

(ウ) 開催ゴルフ場の名称及び所在地

(エ) 大会参加選手の氏名及び住所

イ 国民スポーツ大会の予選会及び当該予選会の公式練習についても、上記ア(ア)～(エ)に準じる事項が記載された道府県知事又は道府県教育委員会が発行する証明書が必要であること。

(3) 教育活動に関する事項

ア 当該利用者に対しては、学校の学長等が発行する証明書を別記様式 1 とともにゴルフ場に提出させること。

なお、証明書には、当該学校の教育活動に該当する旨が証明されていなければならないが、当該ゴルフ場を利用する学生等の氏名、住所、当該学生等が利用するゴルフ場の名称、所在地及び利用年月日を記載させるものであること。

イ 体育の授業等団体で利用する場合は、代表者が該当事者一覧表を作成、添付すれば、代表者の名前のみで別記様式 1 を提出しても差し支えないものであること。

ウ 学部長等が証明した場合でも、学長等から学部長等へ権限が委譲されていたり、又は委任状による委任がされている場合には、非課税の取扱いとなるものであること。

(4) 国際競技大会及び当該大会の公式練習に関する事項

当該利用者に対しては、当該大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書を別記様式 1 とともにゴルフ場に提出させること。

3 ゴルフ場利用税非課税に係る届出書等の取扱いについて

条例第 53 条第 1 項の規定による納入申告書を提出する際に、別記様式 2 「ゴルフ場利用税の非課税適用の届出書」を提出させること。別記様式 1 は、特別徴収義務者において保存することとし、地域振興局への提出は不要であること。

ただし、非課税該当者がいなかった場合については別記様式 2 の提出は不要であること。

また、特別徴収義務者に対しては、別記様式 3 「非課税利用者一覧表」を作成させること。別記様式 3 によらない場合でも、特別徴収義務者において作成する一覧表には氏名、住所、電話番号、生年月日、利用年月日、該当条項及び確認書類の別を漏れなく記載するよう指導すること。

第 2 登録申請

1 特別徴収義務者の登録

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者登録申請書（規則第 105 号様式。以下「登録申請書」という。）については、次の事項及び登録申請書記載事項を証する書類の添付の有無に留意して受理すること。

(1) 経営者が法人の場合、特別徴収義務者は法人であるので、登録申請書の欄には、本店の所在地、法人名及び代表者名を記載させ責任の所在を明らかにしておくこと。

なお、法人であることの事実の確認は、法人の登記事項証明書及び定款により行うこととし、当該登記事項証明書及び定款は、登録申請書に添付して保存しておくこと。

(2) 共同経営者の施設については共同経営者全員の連名で申請させること。また、法律上の経営者が単なる名義人であって、当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令第 3 条各号に掲げる者が、経営の資産又は資金の提供を通じて、

事実上当該事業を経営していると認められる場合においては、当該事実上の経営者と名義上の経営者とは共同経営者と認められるので留意すること。

なお、届出経営者のほかに届出のない共同経営者若しくは実質上の経営者又は徴収の便宜を有する者が存在すると認められるときは、的確な調査に基づいて、これらの者に対し、登録申請させること。

(3) 経営者の住所及び氏名並びに経営場所の正否を住民票等により確認すること。

(4) 「施設の概要」欄については、利用料金、ゴルフ場の総面積、ホール数、ホールの平均距離その他必要な事項を記載させること。

2 特別徴収義務者の指定

ゴルフ場の経営者から登録申請書を受理した場合は、次により、当該申請者に特別徴収義務者の指定通知書（様式通達第 89 号様式。以下この節において「指定通知書」という。）及び特別徴収義務者証（規則第 104 号様式。以下この節において「証票」という。）を交付すること。

なお、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は条例第 52 条の規定により包括指定されるものであり、施設の経営を開始した時から特別徴収義務者に指定されるものであるが、指定通知書を交付することはその者に認知させるためであること。

(1) 登録申請書について所定の決議を了した場合は、指定通知書との契印を押すこと。

また、証票を併せて交付し、所定の欄に受領者名を記入させること。

(2) 証票及び指定通知書を交付した場合は、特別徴収義務者証票等交付整理簿（ゴルフ場利用税・軽油引取税）（基本要綱第 56 号様式）に所要事項を記載しその経過を明らかにしておくこと。なお、証票の返納があった場合も同様とすること。

3 特別徴収義務者の登録申請等の事務処理

(1) 登録申請及び登録事項変更申請の事務処理は、次表の区分によること。

なお、特別徴収義務者登録事項変更申請

書（規則第 106 号様式。以下「登録事項変更申請書」という。）の「変更事項」は、明確に新、旧を記載するとともに、変更事項を証する書類を添付するよう指導すること。

(2) 決議を了した場合は、オンラインによる入力を行うとともに、新規登録については税務課長に報告すること。

次表

登録申請等の事由		申請書の区分 交付するもの		交付するもの		留意事項
		登録 申請書	変更 申請書	指定 通知書	証票	
新規開業		○		○	○	◎共同経営の場合は連署とすること。
経営場所の承継	譲渡（売買等）	○		○	○	◎被承継者については廃業処理し承継者については新登録番号とする。 ◎贈与又は法人成りによる経営場所の承継のうち、特別な事情により徴収上連名（被承継者と承継者）を要すると認められる場合における承継者の登録は、「共同（実質）経営者の追加」に準じ取り扱うこと。
	贈与	○		○	○	
	法人成り又は法人から個人への切り替え	○		○	○	
特別徴収義務者の交替	相続（法第9条の規定の適用があるもの）		○	○		◎登録番号は旧特別徴収義務者の番号とすること。
	法人の合併（法第9条の3の規定の適用があるもの）		○	○		
登録の変更	共同（実質）経営者の追加		○	○		◎申請書は連署とすること。指定通知書には登録者と連帯納税義務者がある旨表示すること。
	共同（実質）経営者の脱退		○			◎申請書は連署とすること。
	特別徴収義務者の住所又は氏名		○			
	特別徴収義務者が法人の場合その住所、名称又は代表者		○			
	施設の種類の変更		○			
	経営場所の名称（商号）		○			
	経営施設の構造設備		○			
	経営場所の所在地		○			
	利用料金		○			

4 休廃業に対する処理

休業又は廃業については次により処理すること。

- (1) 経営を廃止した者の納入申告書、証票は廃止した日から 10 日以内に提出及び返納するよう指導すること。
- (2) 休廃業の確認は次により処理すること。

ア 休業予定期間申告書（規則第 108 号様式）の提出があった場合又は特別徴収義務者証返納書（規則第 107 号様式）及び廃業届出書（別記様式 4）の提出があった場合は、その事実について調査、確認の上、休業予定期間申告書においては確認欄に、特別徴収義務者証返納書及び廃業届出書においては下欄に所要事項を記載し処理すること。

なお、廃業届出書の提出があった場合には、その事実を証する書類を添付するよう指導すること。

イ 経営者の行方不明等により休業届又は返納書の提出がないまま休業又は廃業したもので、調査によりその事実が判明した場合は、当該休廃業に対する休(廃)業確認調査(復命)書(基本要綱第 78 号様式)を作成の上処理すること。

ウ 前記ア及びイにより決議を了した場合は、オンライン入力を行うこと。

しておくこと。

- 2 申告者の記名は、1 ゴルフ場について特別徴収義務者又は申告納税者が 2 名以上ある者については連署させ、また法人経営のものについては、法人名、代表者名を記載させること。

- 3 申告税額等については、精査検算を行い誤算誤記及び不明確なものがないかを確認、もし、税額等に誤りがある場合は、当該申告者に訂正させ、訂正者に記名又は押印させ事後の収納事務に錯誤又は支障が生じないように特に細心の注意をし、ゴルフ場の名称、登録番号、月別等の事項についても記載漏れのないように指導すること。

なお、申告書の記載事項が登録申請書の記載事項と符合しない場合は、その理由を確認し、登録事項の変更その他所定の手続きを取らせ、常に特別徴収義務者の把握について留意すること。

- 4 納期限後に申告書の提出があった場合に当該期限後申告に係る不申告加算金を便宜上事後決裁により徴収した場合（不申告加算金の決定通知前に徴収した場合は当該不申告加算金を徴収した取扱者は当該申告書の下部余白に「不申告加算金〇〇〇円徴収済み」と記載し認印をしてその経過を明らかにしておくこと。

第 3 ゴルフ場利用税の納入申告書の処理

ゴルフ場利用税の納入申告書（規則第 110 号様式。以下「申告書」という。）の提出があった場合は、次により処理すること。

- 1 申告書は必ず受付印を押し郵送による申告書については、通信日付印の年月日をもって申告書受付日として取り扱い、申告書の所定の欄にその年月日を記載し取扱者の確認印を押して受理を明確にしておくこと。

なお、この場合当該申告が期限後申告であっても不申告加算金の対象となるものであるときは、郵送に用いられた封筒を申告書に添付

第3の2 電子申告等に係る事務の取扱い

法第 747 条の 2 の規定に基づき、地方税に係る申告等の手続きを電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用する方法により行わせる場合においては、以下の点に留意すること。

- 1 申告等の範囲

eLTAX（地方共同法人地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステムをいう。）を利用して行うことができる申告等（以下「電子申告等」という。）は、次に掲げる申告等とする。

- (1) 納入申告書
- (2) 特別徴収義務者登録申請書その他申請書により提出された届出書等

2 利用開始の届出

- (1) 電子申告等を行おうとする者から、予め次に掲げる事項の届出を受けること。なお、他税目で既に利用開始の届出を行っている場合は、対象とする税目を追加する届出で足りること。

ア (法人の場合) 名称及び所在地

(個人の場合) 氏名及び住所

イ (法人の場合) 代表者の氏名及び住所

ウ 対象とする税目

エ その他参考となるべき事項

この場合にあっては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(eLTAXにおいて利用可能な電子証明書に限る。)と併せて、eLTAXを利用して送信することにより行わせること。なお、当該届出を行おうとする者が税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が届出を行う場合には、当該委嘱をした者に係る電子署名を行うこと及び電子証明書を送信することを要しない。

また、本県以外の都道府県又は市町村に対して届出を行った者は、当該届出を行うことを要しない。

- (2) (1)の届出を受理したときは、当該届出の内容について新潟県税務総合オンラインシステムの納税義務者登録情報と突合し、審査を行うこと。

3 電子申告等の審査

- (1) eLTAXにおいて受理した1の申告等については印刷を行った上で、紙での申告等と同様に処理すること。
- (2) eLTAXにおいて受理した申告書の申告日は、eLTAXによる申告が行われた日を記載すること。(例：令和6年12月1日(日)にeLTAXによる申告が行われた場合、061201と記入)

また、受付印(収受印)についても、同一の日付を押印すること。

第4 級別決定事務等

1 級別決定

- (1) 新規開設ゴルフ場

新規開設ゴルフ場については、現地確認等により登録申請書の登録事項を調査し級別決定をすること。

また、決議を了した場合は、速やかに決定級別等をオンライン入力すること。

- (2) 既設ゴルフ場

登録事項変更申請書の提出があった場合については、速やかに決定級別等をオンライン入力すること。

2 級別決定上の留意点

規則第82条第2項の評点数の決定については、次の事項に留意すること。

- (1) ホール数

当該ゴルフ場のホール数によること。

なお、ゴルフ場はホール数、コースの平均距離及び総面積により定義づけられているものであること。

- (2) 利用料金

級別決定の基準となる利用料金は、規則第82条第3項に規定する料金(以下この項において「規則で定める利用料金」という。)をいうものであるが、具体的には、非会員の平日における18ホールの通常の利用について、その対価又は負担として支払うべき金品のうちグリーンフィー、維持管理費、クラブ運営費、コース管理費、従業員厚生費、水道光熱費、道路補修費、道路舗装協力費、道路負担金、道路協力費等で利用者の選択の自由のない料金(曜日により異なる料金を設定している場合は主たる料金とする。)をいうものである。

ただし、利用者の選択の自由のある場合の次のような料金は除かれるものである。

ア キャディーフィー

イ カートフィー

ウ その他自由に選択を行えるもの

また、利用料金に消費税込みの料金が明示されている場合はその消費税額を控除すること。

なお、ゴルフ場が利用料金の変更を行う場合においては、その都度規則で定める利

用料金に基づき評点数を決定するものであるが、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等の短期間、平日料金と異なる料金を徴して利用させる場合は、評点数の変更は要しないものであること。

3 課税対象外の利用

ゴルフ場の利用のうち、当該ゴルフ場経営に必要不可欠な業務によるもので、かつ、規則で定める利用料金を徴しないものについては、次に掲げるものに限り、課税対象外の利用（以下「業務利用」という。）とする。

ただし、業務利用の明確性を期するため、施設の経営者に対しては、業務利用者の氏名等を記入する帳簿を備えつけること及び申告書裏面の「ゴルフ場利用税の申告明細」に業務利用区分ごとに業務利用者数を記載させること。

- (1) 支配人、グリーンキーパー及びキャディーマスターが、所属ゴルフ場において、コースの維持管理、キャディーマスターの訓練教育等本来の業務を行うための利用
- (2) 人事管理計画に基づいた従業員の慰安のための当該ゴルフ場の利用
- (3) プロゴルファーが、規定のレッスンフィーを徴して利用者に技術指導をするための利用
- (4) プロゴルファーが、ゴルフ場の維持改善の助言を行うための利用
- (5) プロゴルファーが、自己の技術向上のため、所属のゴルフ場で練習するための利用
- (6) プロゴルファーの競技会の開催日（競技会開催要綱等により公表された練習日を含む。）における当該プロゴルファーの利用
- (7) 業務上の必要から研修のため派遣された他のゴルフ場の従業員の利用（命令権者の証明のあるものに限る。）
- (8) 新潟県ゴルフ連盟が主催する支配人会及びグリーンキーパー研究会における施設の管理改善又は研究のための利用

なお、上記(3)、(4)及び(5)における「プロゴルファー」とは、公益社団法人日本プロゴルフ協会（昭和56年1月14日に社団法人日本プロゴルフ協会という名称で設立

された法人をいう。）及び一般社団法人日本女子プロゴルフ協会（昭和62年12月7日に社団法人日本女子プロゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）に所属するトーナメントプレーヤー及びティーチングプロをいう。

4 税率の特例等

条例第51条の規定による税率の特例等の取扱いは、次によること。

- (1) 別に利用料金の定めがある場合とは、税率の特例の適用される利用に係る利用料金が一般に表示されている場合をいうものであること。
- (2) 条例第51条第1項第1号の国民スポーツ大会のゴルフ競技に準じて取り扱うことが適用である競技会（指定練習日を含む。以下「競技会」という。）とは、次に掲げるものであること。

ア 公益財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。以下「協会」という。）が主催する次の選手権競技会

- (ア) 日本アマチュアゴルフ選手権競技会
- (イ) 日本アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会
- (ウ) 日本シニアゴルフ選手権競技会
- (エ) 日本ミッドシニアゴルフ選手権競技会
- (オ) 日本グランドシニアゴルフ選手権競技会
- (カ) 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技会
- (キ) 日本女子アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会
- (ク) 日本オープンゴルフ選手権競技会
- (ケ) 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会
- (コ) 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会
- (サ) 日本女子シニアゴルフ選手権競技会
- (シ) 日本女子オープンゴルフ選手権競技会

- (ス) 日本シニアオープンゴルフ選手権競技会
 - (セ) アジアンツアーオープンゴルフ選手権競技会
 - (ソ) 日本学生ゴルフ選手権競技会
 - (タ) 日本女子学生ゴルフ選手権競技会
 - (チ) 日本ジュニアゴルフ選手権競技会
 - (ツ) その他上記の競技会と同等の競技会
 - イ 協会に加盟する地区連盟が主催する次の競技会
 - (ア) 地区アマチュアゴルフ選手権競技会
 - (イ) 地区シニアゴルフ選手権競技会
 - (ウ) 地区ミッドシニアゴルフ選手権競技会
 - (エ) 地区グランドシニアゴルフ選手権競技会
 - (オ) 地区女子アマチュアゴルフ選手権競技会
 - (カ) 地区オープンゴルフ選手権競技会
 - (キ) 地区ジュニアゴルフ選手権競技会
 - (ク) その他上記の競技会と同等の競技会
- ただし、イに掲げる競技会についてはアに掲げる競技会の予選に相当するものに限る。

- (3) 競技会の利用について、当該利用に係る利用料金が通常の利用料金に比較して5分の1以上軽減されている場合の判定に当たっては、出場選手がゴルフ場に支払う利用料金（指定練習日における利用料金を含む。）の金額に、協会又は協会に加盟する地区連盟に支払う参加料等を競技会の開催日数（指定練習日を含む。）で除した金額を加算した金額を1日当たりの利用料金として、比較すること。
- (4) 早朝における利用とは、当該施設においておおむね午前8時までにはプレーを終了させるものをいい、薄暮における利用とは、おおむね午後3時以後にプレーを開始させるものをいうものであること。
- (5) 定休日とは、営業期間を通じての1週1日以上従業員の休日で、当該ゴルフ場の就業規則等で定められているものをいうものであること。

- (6) 早朝、薄暮又は定休日における利用について当該利用に係る利用料金が通常の利用料金に比較して2分の1以上軽減されている場合の判定に当たっては、次によること。

ア 早朝又は薄暮における利用については平日における非会員の当該利用に係るグリーンフィー等利用者に選択の自由のない料金（以下この節において「グリーンフィー等」という。）と規則で定める利用料金を比較して判定すること。

イ 定休日における利用については、非会員の当該利用に係るグリーンフィー等と規則で定める利用料金を比較して判定すること。

- (7) 条例第51条第1項第1号の規定に該当する利用であることを証明する書類とは、競技会ごとに、次に掲げる事項を記載したものをいうものであること。

ア 競技会名

イ 開催期日（指定練習日を含む。）

ウ 開催ゴルフ場

エ 競技会参加者

オ 競技会に係る利用料金（指定練習日の

利用料金を含む。)及び参加料等

- (8) 条例第 51 条第 1 項第 2 号の規定に該当する利用であることを証明する書類とは、当該事項を学校長、学長（総長）、学部長（教養部長）その他学校を代表すると認められる者が証明した書類（証明者の資格を証する押印のあるものに限る。）をいうものであること。ただし、大学公認のクラブ等で組織される学生ゴルフ連盟が主催する競技会に参加する同連盟加盟団体に所属の学生については、これらの点を確認する旨の同連盟の発する文書をもって当該証明する書類と取り扱って差し支えないものであること。
- (9) 税率の特例の適用を受ける対象者の判定については、次に掲げるところにより、特別徴収義務者に事実を確認させるものであること。
- ア 競技会の出場選手については、主催者から競技会の都度、前記(7)に定める証明する書類を提出させるものであること。
- イ 学校の学生等又は教員については、施設の利用の都度、前記(8)に定める証明する書類を提出させるものであること。
- (10) 税率の特例を適用した場合、特別徴収義務者には、規則第 87 条に定める事項をサイン帳等に記録させ、かつ、ゴルフ場利用税の特例税率適用の届出書（規則第 103 号様式。以下この節において「特例税率適用の届出書」という。）及び前記(7)又は(8)に定める証明する書類の写しを添付させるものであること。
- (11) 特例税率適用の届出書の「利用料金の売上額」欄には、特例税率の適用を受けた利用者に係るグリーンフィー等の合計額を記入させるものであること。

5 交付金

法第 103 条の規定により交付する交付金については、税務課において計算し、交付するものであるが、次の点に留意すること。

- (1) 二以上の市町村にまたがるゴルフ場で面積の変更があった場合は、あん分率が変わ

るので、市町村別の交付額をゴルフ場利用税市町村交付金報告書に記入の上、基本要綱第 25 条に定める期限までに提出すること。

- (2) 交付金額算定の根拠としたゴルフ場ごとのゴルフ場利用税交付金報告書を送付するので、内容を確認し、数値等に誤りがある場合は、直ちに連絡すること。
- (3) ゴルフ場利用税市町村交付金報告書の各月收入額は、収納日（県の収入となった日）の属する月ごとに集計されるものであること。

第 5 更正・決定

- 1 調査により不足税額又は決定税額を生じた場合は、調査復命書等調査資料に基づき、当該税額の計算の基礎を明確にした後、次のことに留意して更正・決定の処理をすること。

なお、調査においては、非課税該当者、特例税率適用該当者及び業務利用者についての取り扱いに誤りがないかを含めて、申告や届出等が正しく行われているか確認すること。

- (1) 更正・決定の決議は「ゴルフ場利用税の更正・決定通知書（決議書）」（様式通達第 90 号様式）により行うこと。

なお、更正・決定の決議は、当該更正・決定に係る調定決議と同時に行うこと。

- (2) 更正・決定の決議を了したときは速やかに当該特別徴収義務者等に更正・決定通知書を発付すること。

この場合、納入（納付）書を添付すること。また、更正・決定通知書は同決議書と契印を押すこと。

- (3) 特別徴収義務者等が複数（連帯）の場合における更正、決定の通知は、徴収上特に支障があるものを除き、主要な地位にある特別徴収義務者等（1 人）にのみ送付するものとする。

なお、徴収上の支障の有無については、あらかじめ関係課と協議するものであり、また、他の特別徴収義務者にも送付する必要があるときはすべて連名とすること。

- (4) 更正・決定通知書の指定納期限は通知書を発付する日（通知書に記載する通知年月日）から起算して17日目に当たる日となるものであり、通知書を発付する場合は、電算で印字された通知年月日に発付すること。

なお、期限の指定に当たっては、法第20条の5の期限の特例が適用されるものであること。

- (5) 「更正・決定通知書」を郵送としたか、又は送達書（様式通達第27号様式）により送達したかを発送年月日とともに明記しておくこと。

2 更正の請求の取扱い

申告書の提出後、当該申告書に記載した課税標準若しくは税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと、又は当該計算に誤りがあったことにより、納入すべき税額が過大であったときは、更正の請求（法第20条の9の3）により処理すること。

第6 各種加算金の決定

1 過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の課率等

- (1) 加算金の課率及び端数計算
別表のとおり

別 表 各種加算金の決定
1 加算金の課率及び計算の基礎となる税額について

種別	区分	説 明	課 率	計算の基礎となる税額	加算課率	加算課率計算の基礎となる税額
過 少 申 告 加 算 金	更正 による場 合のみ	1 当初の申告が期限内申告の場合				
		(1) 申告税額に誤りがあったことについて正当な理由がない場合	$\frac{10}{100}$	不足税額	$\frac{5}{100}$	50万円又は当初申告税額のいずれか多い額を超えた額
		(2) 申告税額に誤りがあったことについて正当な理由がある場合				
		(ア) 正当な理由による不足税額	不徴収	*****	***	*****
		(イ) 正当な理由がない不足税額	$\frac{10}{100}$	不足税額	$\frac{5}{100}$	50万円又は当初申告税額（正当な理由による不足税額を控除した額）のいずれか多い額を超えた額
		2 当初の申告が期限後申告の場合				
		(1) 期限後に申告があったことについて正当な理由がない場合				
		ア 申告税額に誤りがあったことについて正当な理由がない場合	$\frac{10}{100}$	不足税額	$\frac{5}{100}$	50万円又は当初申告税額のいずれか多い額を超えた額
		イ 申告税額に誤りがあったことについて正当な理由がある場合				
		(ア) 正当な理由による不足税額	不徴収	*****	***	*****
		(イ) 正当な理由がない不足税額	$\frac{10}{100}$	不足税額	$\frac{5}{100}$	50万円又は当初申告税額（正当な理由による不足税額を控除した額）のいずれか多い額を超えた額
		(2) 期限後に申告したことについて正当な理由がない場合				
		(不申告加算金に該当)				

種別	区分	説 明	課 率	計算の基礎 となる税額	加算課率	加算課率計算の 基礎となる税額
不 申 告 加 算 金	期限 後申 告に よる 場合	1 期限後に申告したことに正当な理由がある 場合	不徴収	****		
		2 期限後に申告したことに正当な理由がない 場合				
		(1) 申告書の提出が調査による決定がある べきことを予知してされたものであると き	$\frac{15}{100}$	申告税額	$\frac{5}{100}$	50万円を超えて300万円 以下の額
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額 (但し、納入すべき税額が300万円 を超えることにつき納税者等の責め に帰すべき事由がない場合は加算し ない。以下、(ア)及び更正決定に よる場合も同じ。)
		(ア) このうち、法第90条第5項各号の いずれかに該当する場合	$\frac{25}{100}$	申告税額	$\frac{5}{100}$	50万円を超えて300万円 以下の額
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額
	更正 決定 によ る場 合	(2) 申告書の提出が調査による決定がある べきことを予知してされたものでないと き	$\frac{5}{100}$	申告税額		
		(ア) 申告書の提出期限までに提出する 意思があったと認められる場合（政 令該当）で、かつ、申告書が提出期 限から1月（ただし、申告書の提出 期限が平成27年3月31日以前のもの については2週間）を経過する日ま でに提出されたとき	不徴収	****		
		1 当初申告が期限後申告				
		(1) 期限後に申告したことに正当な 理由がある場合 (過少申告加算金に該当)				
		(2) 期限後に申告したことに正当な 理由がない場合 ※ 実際の不申告加算金の計算にあたっ ては、既に課された当該加算金の合計額 を控除すること（以下、更正・再更正に よる場合も同じ）。	$\frac{15}{100}$	更正後の税額	$\frac{5}{100}$	50万円を超えて300万円 以下の額
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額
		(ア) 更正後の更正	$\frac{15}{100}$	再更正後の税額	$\frac{5}{100}$	同 上
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額
		(3) 上記(2)のうち、法第90条第5項各号の いずれかに該当する場合	$\frac{25}{100}$	更正後の税額 再更正後の税額	$\frac{5}{100}$	50万円を超えて300万円 以下の額
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額

種別	区分	説 明	課 率	計算の基礎 となる税額	加算課率	加算課率計算の 基礎となる税額
不 申 告 加 算 金	更正 決定 による 場合	2 決定があったときまで申告がなかった場合				
		(1) 申告がなかったことについて正当な理由がある場合	不徴収	*****		
		(2) 申告がなかったことについて正当な理由がない場合	$\frac{15}{100}$	決定税額	$\frac{5}{100}$	50万円を超えて300万円以下の額
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額
		(3) 決定後の更正	$\frac{15}{100}$	更正税額	$\frac{5}{100}$	50万円を超えて300万円以下の額
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額
		(4) 上記(2)、(3)のうち、法第90条第5項に該当する場合	$\frac{25}{100}$	決定税額 更正税額	$\frac{5}{100}$	50万円を超えて300万円以下の額
					$\frac{10}{100}$	300万円を超えた額

種別	区分	説 明	課 率	計算の基礎 となる税額
重 加 算 金	期限 後申 告に よる 場合	1 期限後に申告したことに正当な理由がある場合	不徴収	****
		2 期限後に申告したことに正当な理由がない場合		
		(1) 申告書の提出が調査による決定があるべきことを予知して されたものであるとき		
		ア 全部隠蔽仮装	$\frac{40}{100}$	申告税額
		イ 一部隠蔽仮装	$\frac{40}{100}$	申告税額
		(ア) 隠蔽仮装税額 (イ) 隠蔽仮装でない税額 (不申告加算金15/100に該当)		
		(2) 申告書の提出が調査による決定があるべきことを予知して されたものでないとき (不申告加算金5/100に該当)		
	更正 決定 による 場合	(3) 上記(1)のうち、法第91条第3項各号のいずれかに該当する 場合	次を加重 $\frac{10}{100}$	申告税額
		(4) 地方税関係書類に係る電磁的記録に記載された事項に関する 場合(第1章第5節第5を参照)	次を加重 $\frac{10}{100}$	申告税額
		1 過少申告加算金に該当する場合		
		(1) 当初の申告が期限内申告の場合、及び期限後申告にあって 期限後に申告したことにについて正当な理由がある場合		
		ア 全部隠蔽仮装	$\frac{35}{100}$	不足税額
		イ 一部隠蔽仮装 (ア) 隠蔽仮装税額 (イ) 隠蔽仮装でない税額 (過少申告加算金に該当)	$\frac{35}{100}$	不足税額
		(2) 期限後申告にあって期限後に申告したことにについて正当な 理由がない場合(2(1)参照)		
		(3) 上記(1)のうち、法第91条第3項各号のいずれかに該当する 場合	次を加重 $\frac{10}{100}$	不足税額
		(4) 地方税関係書類に係る電磁的記録に記載された事項に関する 場合(第1章第5節第5を参照)	次を加重 $\frac{10}{100}$	不足税額
		2 不申告加算金に該当する事由		
		(1) 当初の申告が正当な理由がない期限後の申告で調査による 決定を予知してされた場合、及び決定があったときまでに申 告がなかった場合であって申告がなかったことについて正当 な理由がない場合		
		ア 全部隠蔽仮装	$\frac{40}{100}$	不足税額
		イ 一部隠蔽仮装 (ア) 隠蔽仮装税額 (イ) 隠蔽仮装でない税額 (過少申告加算金に該当)	$\frac{40}{100}$	不足税額
		(2) 当初の申告が期限後であって期限後に申告したことにについ て正当な理由がある場合(1(1)参照)		
		決定があるときまでに申告がなかった場合であって申告が なかったことについて正当な理由がある場合	不徴収	****
		(3) 上記(1)のうち、法第91条第3項各号のいずれかに該当する 場合	次を加重 $\frac{10}{100}$	不足税額 決定税額
		(4) 地方税関係書類に係る電磁的記録に記載された事項に関する 場合(第1章第5節第5を参照)	次を加重 $\frac{10}{100}$	不足税額 決定税額

2 計算の基礎となる税額及び加算金の端数計算			
計算の基礎となる税額		加 算 金	
全 額	端 数	全 額	端 数
全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる	1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる	全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる	100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる

(2) 全額 1,000 円未満の加算金については決議の必要はないものであること。

2 過少申告加算金の決定、通知等は、次の事項に留意し処理すること。

(1) 過少申告加算金の決定及び通知の決議は、過少申告加算金が徴収されることになった更正の決議と同時にするものであること。

(2) 当初の申告税額が零申告であっても、申告書が申告期限までに提出されておれば、当該申告に係る更正については、不申告加算金の対象となるものではなく、過少申告加算金の対象となるものであること。

(3) 申告書の提出期限後にその提出があった場合で、正当な理由があることにより不申告加算金を徴されなかったものでも、その後更正をした場合は、過少申告加算金が徴収されるものであること。

(4) 法第 90 条の第 1 項の規定による「正当な理由」とは、誤算又は誤記等善意の過失等によるものであること。

(5) 正当な理由により過少申告加算金を徴収しないこととした場合は、別に決議書を作り、決議の上処理すること。

この決議書の様式は、特別徴収義務者等氏名、事由、過少申告加算金算出の根拠その他必要事項を記載し、任意に作成することとし、決議書には理由を証明すべき書類を添付すること。

(6) 過少申告加算金を更正の決議及び通知とは別に決定し通知する場合の事務処理については、期限後申告に係る不申告加算金の決定及び通知に準じて処理すること。

(7) 決定通知した過少申告加算金を、誤りそ

他の理由により取消し又は訂正する場合は次の 3・(11)に準じ処理すること。

(8) 増額更正による不足金額が期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い金額を超えるときは $5/100$ の加算があることに留意すること。

なお、この場合の加算金の確定金額の端数処理は、 $5/100$ の加算をした後の金額に対して 1 度に限り適用があることに留意すること。

3 期限後申告に係る不申告加算金

期限後申告に係る不申告加算金の決定、通知等は次の事項に留意すること。

(1) 申告期限後に申告書の提出があったことにより不申告加算金を課するときは、不申告加算金決定通知書(決議書)(様式通達第 91 号様式)により決定決議をし、決議を了したときは、不申告加算金決定通知書と同決議書に契印を押し、同通知書を発付すること。なお、通知書を発付するときは「納入(納付)書」を添付すること。

(2) 不申告加算金の納期限は、通知書を発する日から起算して 17 日目となること。

(3) 納期限の指定に当たっては、法第 20 条の 5 の期限の特例が適用されるものであること。

(4) 通知書の日付は、電算で印字されるので、当該日に発付すること。

(5) 特別徴収義務者等が複数(連帯)の場合における加算金の決定通知は、徴収上特に支障があるものを除き、主要な地位にある特別徴収義務者等(1 人)にのみ送付するものとする。

なお、徴収上の支障の有無については、

あらかじめ関係課と協議するものであり、また、他の特別徴収義務者にも送付する必要があるときはすべて連名とすること。

- (6) 不申告加算金の決定通知書を郵送したか又は送達書(様式通達第 27 号様式)により送達したかを「発送年月日」とともに明記しておくこと。
- (7) 申告と同時に不申告加算金を徴収した場合(第 3、4 の場合)であっても「不申告加算金決定通知書」は発付すること。この場合、通知書の「上記金額を指定期限までに納めて下さい。字句は抹消し、その抹消した字句の下部余白に「上記の金額は 年 月 日納付済みである。」旨を記載すること。
- (8) 法第 90 条第 6 項の規定による「調査による決定があるべきことを予知してされたもの」とは、当該特別徴収義務者等の備付帳簿書類等について調査を開始した後に申告書の提出があった場合又は課税標準及び税額に不正事実を発見されたことを知って申告書を提出した場合等であって、催告状等を発した後に申告書の提出があった場合は、これに該当しないものであること。
- (9) 法第 90 条第 2 項の規定による申告書の提出期限後であることについての「正当な理由」とは、次のような場合である。
- なお、正当な理由に準じて不徴収とする場合として、昭和 48 年 7 月 12 日付けの総務部長内かんによる例もあるので留意すること。
- ア 風水害、火災等の災害その他やむを得ない理由による場合
- イ 交通のと絶による場合
- ウ 盗難により申告書の作成が遅延した場合
- エ 病気その他期限までに申告書の提出ができなかったことについて、真にやむを得ない理由のある場合
- (10) 正当な理由により不申告加算金を徴収しないこととした場合は、別に決議書を作り、決議の上処理すること。この決議書の様式は、不申告加算金の算出の基礎及び特

別徴収義務者等氏名、理由、その他必要事項を具備したもので任意に作成すること。

なお、決議書には理由を証明すべき書類を添付すること。

- (11) 決定通知をした不申告加算金を、誤りその他の理由により取消し又は訂正する場合は、不申告加算金決定通知書(決議書)により様式の必要字句を訂正加除し、不申告加算金取消(訂正)通知書(決議書)を作成し、決議の上処理すること。
- (12) 調査による決定があるべきことを予知してなされたものではない期限後申告については、次のいずれにも該当する場合には不申告加算金を課さないものであること。
- (ただし、平成 19 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。)
- ア 申告書が提出期限から 1 月(ただし、申告書の提出期限が平成 27 年 3 月 31 日以前のものについては 2 週間)を経過する日までに提出されたとき。
- イ 申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当する場合
- (13) 期限後申告した税額が 50 万円を超える場合、当該超える部分に相当する金額に次の加算があることに留意すること。
- ア 50 万円超 300 万円以下 5/100
- イ 300 万円超 10/100
- ただし、納入すべき税額が 300 万円を超えることについて、特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。
- (ただし、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。)
- なお、この場合の加算金の確定金額の端数処理は、加算をした後の金額に対して 1 度に限り適用があることに留意すること。
- (14) 不申告加算金を課す際には、その加算金額に 10/100 の加算をする場合があることから、申告書の提出期限後のその提出があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間の、ゴルフ場利用税に係る不申告加

算金（調査による決定があるべきことを予知してされたものでない期限後申告によるものを除く。）及び重加算金（以下この節において「不申告加算金等」という。）の賦課の有無を確認すること。（ただし、平成 29 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

また、その期限後申告に係る地方税の前年度及び前々年度の当該地方税の属する税目について、不申告加算金又はこれに代えて課される重加算金（以下この節において「特定不申告加算金等」という。）に係る決定をすべきと認める場合についても、その期限後申告に基づき課する不申告加算金の割合を 10/100 を加算する措置があることに留意すること。（ただし、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

4 更正、決定に係る不申告加算金

更正、決定に係る不申告加算金の決定通知等は、次により行うこと。

- (1) 不申告加算金の決定及び通知の決議は、不申告加算金が徴収されることになった当該更正、決定の決議において同時にすること。
- (2) 更正、決定の場合においてすべき不申告加算金の決定をしなかったことその他の理由により、不申告加算金を更正、決定とは別に決定通知をする場合の処理は 3 (1) (期限後申告にかかる不申告加算金の決定及び通知) に準ずること。
- (3) 3・(9)～(11)・(13)・(14)の事項は、更正、決定に係る不申告加算金について準用すること。

5 重加算金

- (1) 重加算金の決定及び通知の決議は、重加算金が徴収されることになった当該更正、決定の決議において同時にすること。
- (2) 決定通知した重加算金を、誤りその他の理由により、取消し又は訂正する場合は、3・(11)に準じて処理すること。
- (3) 更正、決定の場合においてすべき重加算

金の決定をしなかったことその他の理由により、重加算金を更正、決定とは別に決定及び通知する場合の処理は 3・(1) (期限後申告に係る不申告加算金の決定及び通知) に準ずること。

- (4) 重加算金を課す際には、その加算金額に 10/100 の加算をする場合があることから、申告書の提出期限後のその提出又は法第 87 条第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して 5 年前の日まで間の、ゴルフ場利用税に係る不申告加算金等の賦課の有無を確認すること。（ただし、平成 29 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

また、その期限後申告又は更正若しくは決定（以下この節において「期限後申告等」という。）に係る地方税の前年度及び前々年度の当該地方税の属する税目について、特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合についても、その期限後申告等に基づき課する重加算金の割合を 10/100 を加算する措置があることに留意すること。（ただし、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

第 7 調定の取扱い

1 調定事務

(1) 申告に係る調定

申告書を受理した場合は、当該申告書等に基づきオンライン入力を行い、調定決議書（基本要綱第 8 号様式）及びゴルフ場利用税調定内訳書（基本要綱第 69 号様式。以下「調定内訳書」という。）に申告書を添付して決議すること。

(2) 更正、決定及び不申告加算金決定等に係る調定

ア 前記(1)に準じゴルフ場利用税の更正・決定決議書及び不申告加算金決定決議書に基づきオンライン入力し、調定決議書及び調定内訳書により決議すること。

イ 調定は、更正、決定等の決議と同時に
行うこと。

(3) 出納整理期間中における加算金の調定年
度区分

出納整理期間中（４月１日から５月３１
日まで）における加算金の調定年度区分は
次によること。

ア 更正、決定又は期限後申告等により課
される加算金については、本税の所属年
度にかかわらず、新年度調定とすること。

イ 加算金を減額する場合は、既調定済額
の誤びゅう訂正及び現年課税分で減額処
理日現在未納となっているものを除き、
新年度所属の過年度分減額調定とすること。

(4) 納期の一定している収入は、その納期の
末日の属する年度が所属会計年度となるの
で（地方自治法施行令第 142 条第 1 項）、年
度末間際に経営を廃止し申告納入された場
合、申告納入（付）期限（施設の経営を廃止
した日から起算して 11 日目）の属する年度
が調定年度となるので、調定にあたって留
意すること。

第 8 特別徴収義務者等に係る関係書類 のとり込み方法

1 登録申請書等

登録申請書及び登録事項変更申請書は、永
年保存を要するものであるから、各業種ごと、
登録番号又は整理番号順に編てつ整理保存す
ること。

2 申告書

申告書は、調定月別、決議番号順に編てつ
し、整理保管すること。

3 その他の書類

その他の書類の性質により区分し、処理経過
が明らかであるような編てつをすること。

ゴルフ場利用税非課税に係る届出書

年 月 日

特別徴収義務者 様

 住 所
 氏 名
 電話番号 ()

下記のとおり、非課税規定に該当するゴルフ場の利用のため、届け出ます。

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
該当事項 (該当番号を○ で囲むこと)	地方税法第75条の2該当 1 年齢18歳未満の者 2 年齢70歳以上の者 3 地方税法第23条第1項第10号に規定する障害者(前2号に掲げる者を除く)
	地方税法第75条の3該当 4 国民スポーツ大会のゴルフ競技又は公式練習に参加する選手の当該ゴルフ場の利用(予選を含む) 5 学校の教育活動としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用
	地方税法附則第12条の2の2該当 6 国際競技大会のゴルフ競技又は公式練習に参加する選手の当該ゴルフ場の利用
利用ゴルフ場	
証明書類 (該当番号を○ で囲むこと)	1 運転免許証 2 旅券 3 個人番号カード 4 資格確認書 5 学生証 6 精神障害者保健福祉手帳 7 身体障害者手帳 8 国スポ参加選手が当該大会のゴルフ競技又は公式練習としてゴルフを行う場合において知事又は県教育委員会が発行する証明書 9 学校の学長又は校長が発行する、当該学校の教育活動としてのゴルフ場利用を証明する証明書 10 国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書 11 その他 ()

注1 地方税法第75条の2及び法第75条の3並びに法附則第12条の2の2の重畳適用はなく、まず法第75条の2が先に適用されるものである。

注2 この届出書は、特別徴収義務者において保存すること。この場合において、ゴルフ場の利用者が既に当該ゴルフ場に対し届出書を提出した者であることを特別徴収義務者が確認できる場合には、新たな届出書の提出は不要であること。

年 月 日

地域振興局長 様

住所又は所在地
氏名又は名称

ゴルフ場利用税の非課税適用の届出書

地方税法第 75 条の 2 及び第 75 条の 3 並びに法附則第 12 条の 2 の規定による
年 月分の非課税規定に該当する者は次のとおりですので、届け出ます。

利用 区分 利用 人数 等	年齢 18 歳未満の 者	年齢 70 歳以上の 者	地方税法 第 23 条 第 1 項第 10 号に 規定する 障害者	国民スポ ーツ大会 のゴルフ 競技又は 公式練習 における ゴルフ場 の利用	学校の教 育活動と してのゴ ルフ場の 利用	国際競技 大会のゴ ルフ競技 又は公式 練習にお けるゴル フ場の利 用	合計
利用人数	人	人	人	人	人	人	人
備 考							

[illegible]

なお、「10 その他」の際は、確認書類を具体的に記載すること。

※1 コード	該当条項
1	18歳未満
2	70歳以上
3	障害者
4	国スポ（公式練習含む）
5	教育活動
6	国際競技大会（公式練習含む）

※2	コード	確認書類等
	1	運転免許証
	2	旅券
	3	個人番号カード
	4	健康保険証等
	5	学生証
	6	精神障害者保健福祉手帳
	7	身体障害者手帳
	8	国スポ証明書
	9	教育活動証明書
	10	国際競技大会証明書
	11	会員
	12	その他（ ）

別記様式 4 (第 2、4、(2)、ア)

廃 業 届 出 書

税 目	ゴルフ場利用税	登録番号	
特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称	電 話 ()		
ゴルフ場 所在地及び名称	電 話		
廃 業 年 月 日	年 月 日 限り 廃業		
廃 業 の 理 由			
備 考			
上 記 の と お り 廃 業 し た の で 届 出 し ま す 。 年 月 日 様			

(注) 1 ※印の部分は記入しないでください。

2 特別徴収義務者の場合は「特別徴収義務者証返納書」を添付してください。

廃 業 の 確 認

調査年月日	年 月 日	調査者	
廃業年月日	・ ・	限り 証書返納	有 無 未申告

第 2 節 特別地方消費税

「 削 除 」